

意見書(案)

北朝鮮による度重なる弾道ミサイル発射及び核実験に厳重抗議し、  
実効性のある安全確保対策の早急な実施を求める意見書

我が国をはじめ国際社会は、北朝鮮に対して、国連安全保障理事会決議の完全な遵守を求め、核実験やミサイル発射等の挑発行為を行わないよう、累次にわたり、強い抗議と警告を行ってきた。

こうした中、北朝鮮は、平成29年8月29日及び9月15日の2度にわたり我が国の上空を通過する弾道ミサイルを発射し、さらに、先月29日には、青森県西方約250キロメートルの我が国の排他的経済水域に弾道ミサイルを落下させた。これら行為は、本県の漁船等をはじめとする船舶や航空機の安全確保の観点からも極めて危険な行為である。

加えて、国連安全保障理事会決議に違反し、北朝鮮が9月3日に強行した6回目の核実験は、爆発規模が過去最大と推定され、我が国の安全に対する重大かつ差し迫った新たな段階の脅威が現実のものとなっている。

これら北朝鮮による度重なる挑発行為は、ミサイル着弾の惨事や部品・破片の落下などの不測の事態も懸念され、我が国に対する直接的脅威として断じて容認することはできないものである。

よって、本県議会は、北朝鮮の度重なる暴挙に対し厳重に抗議するとともに、国においては、国民の生命を守り、安全・安心を確保するため、下記の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 国際社会と連携し、北朝鮮がこのような暴挙を繰り返すことのないよう、問題解決に向けた一層厳格で実効的な措置を講ずること。
- 2 高度な警戒態勢を維持しながら、ミサイル発射時におけるより適切な情報伝達、具体的でわかりやすい避難行動の周知、弾道ミサイルを想定した住民避難訓練の充実など、国民の生命を守り、安全・安心を確保するために必要な実効性のある対策を早急に実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣  
総 務 大 臣 あて  
外 務 大 臣  
防 衛 大 臣  
内 閣 官 房 長 官

山形県議会議長 志 田 英 紀

以上、発議する。

平成29年12月5日

提 出 者 山形県議会議会運営委員長 田 澤 伸 一